

幼児教育の無償化について

平成 30 年 1 月 3 日

内閣府
総務省
財務省
文部科学省
厚生労働省

幼児教育無償化に係る財政措置等について(案)

幼児教育無償化に係る財政措置等については、「幼児教育無償化に係る国・地方の負担割合の基本的な考え方（案）」をベースとして、以下の方針で対応する。

① 幼児教育無償化の実施に要する経費について

- 消費税10%への引上げに伴い地方へ払い込まれる地方消費税の増収分が平成31年度（初年度）は僅かであることを踏まえ、幼児教育無償化の実施に当たって、初年度に要する経費について全額国費による負担とする。
- また、幼稚園（未移行園）及び新たに無償化の対象となる認可外保育施設、預かり保育、ファミリー・サポート・センター事業等の負担割合について、子ども・子育て支援は全ての構成員が各々の役割を果たすことが求められるという子ども・子育て支援法の基本理念を踏まえ、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とする。
※ 幼稚園（未移行園）については、今般の幼児教育無償化の実施に併せ、現行の段階的無償化に係る負担割合についても、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とする。

② 幼児教育無償化の実施に要する事務費について

- 幼児教育無償化の実施に当たって、初年度（平成31年度）及び2年目（平成32年度）の導入時に必要な事務費について全額国費による負担とする。さらに、新たに無償化の対象となる認可外保育施設等に係る事務費については、経過措置期間（～平成35年度）に係る費用相当額を、引き続き、全額国費で負担するべく手当て。

③ 幼児教育無償化の実施に要するシステム改修費について

- システム改修経費については、平成30年度予算で既に192億円を計上しており、この予算を活用して、小規模な市町村に配慮しつつ、適切な配分となるよう努める。

④ 幼児教育無償化の実施に係る地方財政計画及び地方交付税の対応について

- 幼児教育無償化に係る地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を増額確保した上で、個別団体の地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入するとともに、地方消費税の増収分の全額を基準財政収入額に算入する。

⑤ 認可外保育施設の質の確保・向上について

- 児童の福祉の確保を目的とする現行の児童福祉法に基づく都道府県（指定都市・中核市を含む。以下同じ）の指導監督の充実等を図る。具体的には、以下の取組を行う。
 - ・ 届出対象である認可外保育施設の範囲の明確化と周知（例：親族間や友人・隣人の預かりは届出対象外）
 - ・ 現行の児童福祉法に基づく都道府県による指導監督の徹底等
 - ・ 指導監督基準を満たさない認可外保育施設が基準を満たし、さらに認可施設に移行するための支援
 - ・ ベビーシッターの指導監督基準の創設
- 無償化給付の実施主体となる市町村における対象施設の把握、保護者への償還払い手続き、無償化給付に必要な範囲での施設への関与等について、事務負担に十分配慮しつつ検討し、必要な法制上の措置を講ずる。
- 無償化給付の実施に伴い、市町村においては、無償化給付の対象者が利用する認可外保育施設等を把握する必要があることから、都道府県と市町村の間の情報共有等の強化の方策を講ずる。
- 上記の具体化に向けて、内閣府・文部科学省・厚生労働省と、都道府県・市町村の実務者による検討の場を設置し、子どもたちの教育・保育環境の安全確保の観点から、幅広く検討する。その際、国と地方が十分な協議を行い、結論を得る。
- 無償化法の附則に、「法律の施行後2年を目途として、経過措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」旨の見直し検討規定を置く。

⑥ 幼児教育の無償化に関する協議の場の設置について

- 認可外保育施設の質の確保・向上をはじめとする様々な課題について、P D C Aサイクルを行うため、内閣府・文部科学省・厚生労働省と地方自治体のハイレベルによる幼児教育の無償化に関する協議の場を設置する。

幼児教育無償化に係る国・地方の負担割合の基本的な考え方（案）

※ 幼児教育無償化の財源は、消費税率引上げに伴い国と地方へ配分される増収分を活用。

【国・地方の負担割合】

1：現行制度があるもの

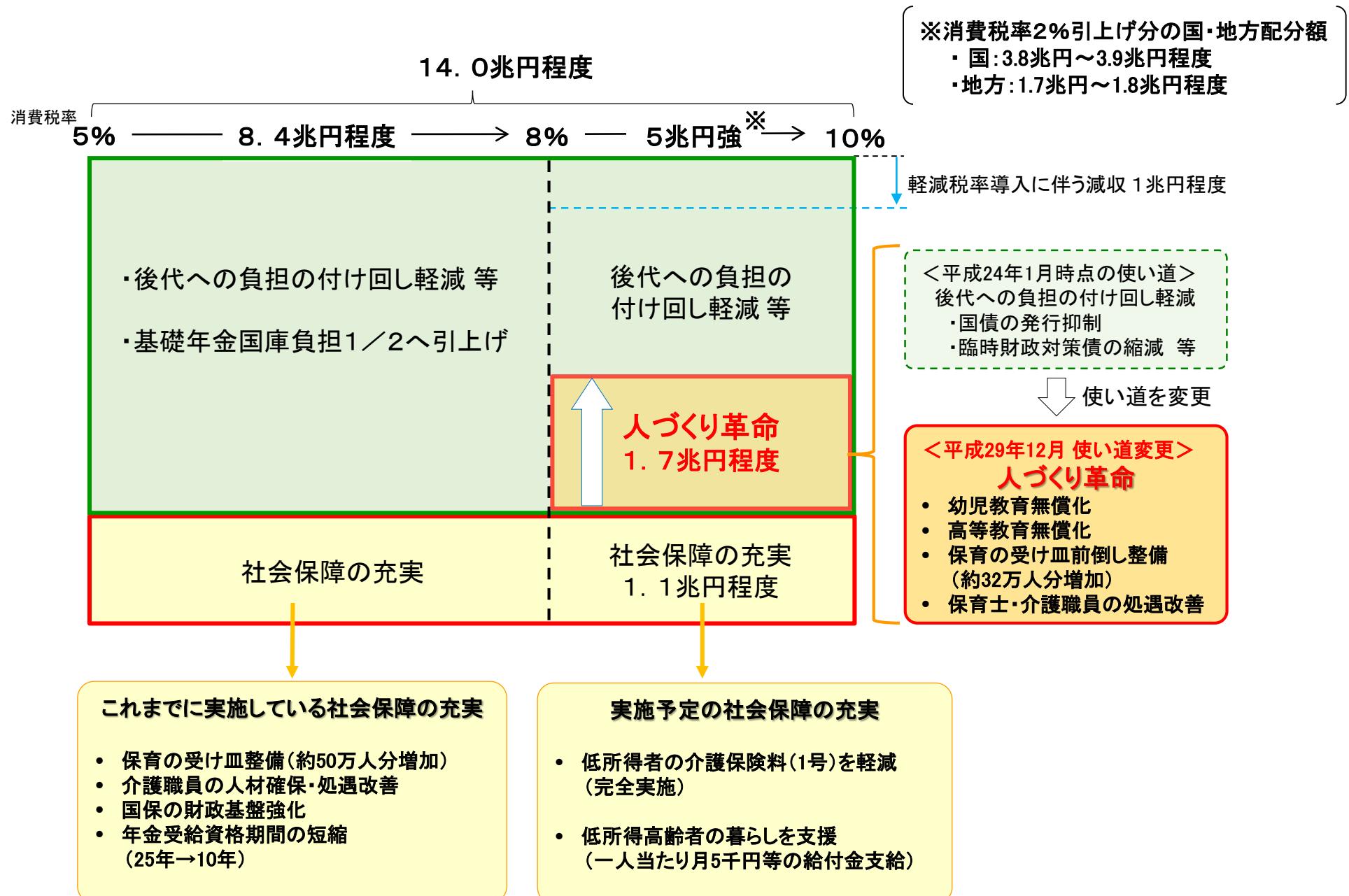
今回の無償化の実現に当たっては、現行制度の負担割合と同じ負担割合とする。ただし、幼稚園（未移行園）に係る負担割合については、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とする。

2：それ以外

今般の幼児教育無償化の実施により、新たに無償化の対象となる認可外保育施設、預かり保育、ファミリー・サポート・センター事業等の負担割合について、子ども・子育て支援は全ての構成員が各々の役割を果たすことが求められるという子ども・子育て支援法の基本理念を踏まえ、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とする。

法律上の位置付け（予定）	区分	負担割合		
		国	都道府県	市町村
施設型給付 (地域型保育給付含む)	<新制度>保育所・幼稚園等	私立	1/2	1/4
		公立	-	10/10
子育て支援施設等利用給付 (仮称)	<旧制度>私立幼稚園	1/3 ⇒1/2	- ⇒1/4	2/3 ⇒1/4
	認可外保育施設	1/3 ⇒1/2	1/3 ⇒1/4	1/3 ⇒1/4
	一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、病児保育事業	1/3 ⇒1/2	1/3 ⇒1/4	1/3 ⇒1/4
	預かり保育	1/3 ⇒1/2	1/3 ⇒1/4	1/3 ⇒1/4

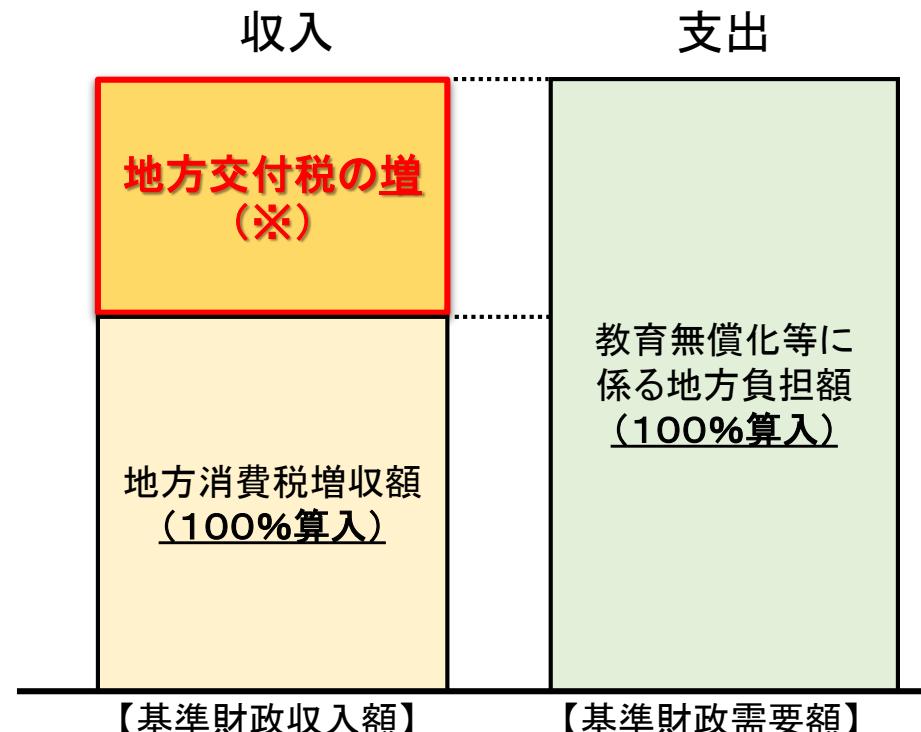
消費税率5%引上げによる社会保障の充実・安定化の全体像



教育無償化に係る地方財政計画及び地方交付税の対応

- 教育無償化に係る地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、地方消費税、地方交付税などの一般財源総額を増額確保。
- その上で、地方交付税による財源調整（下図）を行い、個々の団体に必要な財源を確保。

「地方消費税增收額」 < 「教育無償化等に係る地方負担額」の場合



※地方消費税增收額が教育無償化等にかかる地方負担額を上回る場合は、地方交付税の減要因となる。
また、当該年度に交付される地方交付税の額は、教育無償化以外の事由によっても変動する。